

設計・工事監理の流れ (建築士法関連)

書類の閲覧等

標識の掲示

基本調査・調整等

重要事項の説明

設計委託契約
監理委託契約

書面の交付

設計業務

監理業務

完成・引渡し

帳簿の備付け等及び図書の保存

* 詳細は建築士法をご確認下さい。

建築士法第24の6条

建築士事務所の開設者は、次の書類を備え付けて設計等を委託しようとするもの求めに応じ、**閲覧させなければならない。**

建築士法第23の6条

建築士事務所の開設者は、毎事業年度経過後3月以内に事務所登録機関まで業務の報告書を提出する。

建築士法第24の5条

建築士事務所として登録されているかのチェック
①登録番号確認②事務所名確認③有効期限確認

建築士法第24の7条

1 書面の交付先等
建築士事務所の開設者→建築主
説明者→管理建築士・所属建築士
2 書面の交付時期
設計委託の契約締結しようとする場合に
あらかじめ書面を交付して説明する。

民法その他法令等(参考例)

・契約年月日 ・契約の相手方の氏名等
・業務の種類及び概要 ・業務の終了年月日
・報酬の額 ・業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
・業務の一部を委託した場合はその概要及び受託者の氏名又は名称及び住所等

建築士法第24の8条

1 書面の交付先
建築士事務所の開設者→建築主
→下請け事務所等
2 書面の交付時期
設計又は工事監理受託契約締結後に遅滞なく次の書類を交付する。

設計時(参考例)

・打ち合わせ簿
・段階時の説明
・成果品の提出等

監理時(参考例)

・打ち合わせ簿
・監理日誌 ・段階時検査
・写真、資料等

建築士法第20条第3項

・建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、所定の様式によりその結果を文書で建築主に報告しなければならない。

建築士法第24の4条

建築士事務所の開設者は業務に関する帳簿及び図書を備え付け保存しなければならない。

- ①当該建築士事務所の業務の実績が記載された書類
- ②所属建築士の業務の実績が記載された書類
- ③委託業務に関し生じた損害を賠償するために必要な保険等、その他
- ④その他建築士事務所の業務・財務に関する書類で国土交通省省令で定めるもの
 - ・建築士事務所の名称及び所在地、登録番号、有効期限及び開設者の氏名
 - ・所属建築士の氏名、建築士登録番号及び士法第22条の2の直近に受講した定期講習の年月日
 - ・管理建築士である場合はその旨

* 開設者は毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成し、遅滞なく備え置く

- ①設計受託契約→作成する設計図書の種類
- ②工事監理受託契約→工事と設計図書との照合方法及び監理の実施状況に関する報告の方法
- ③設計・監理に従事する建築士の氏名及び資格
- ④報酬の額及び支払の時期
- ⑤契約の解除に関する事項
- ⑥国土交通省省令で定める事項
 - ・建築士事務所の名称及び所在地
 - ・建築士事務所の開設者の氏名
 - ・設計又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
 - ・業務に従事(下請け含む)する建築士の登録番号
 - ・業務に従事する建築設備士がいる場合は、その氏名

* 管理建築士又は所属建築士は、建築主に建築士の免許証を提示する

- ①業務範囲の概要・内訳書、契約額の確認
 - ②契約書・約款の作成
 - ③捺印漏れ
- * 上記内容は確認して下さい。
- ④名義貸しの禁止(建築士法第24条の2条)
 - ⑤再委託の制限(建築士法第24条の3条)

- ①建築士法第24条の7の書類
- ②設計又は工事監理の種類及び内容(①の事項は除く)
- ③設計又は工事監理の実施の期間及び方法(①の事項は除く)
- ④国土交通省省令で定める事項(設計及び工事監理)
 - ・契約の年月日
 - ・契約の相手方の氏名又は名称

* 開設者は書面に記名押印又は署名を行う。

帳簿への記載内容

- ①契約の年月日
- ②契約の相手方の氏名又は名称
- ③業務の種類及びその概要
- ④業務の終了の年月日
- ⑤報酬の額
- ⑥業務に従事した建築士及び設備士の氏名
- ⑦業務を一部委託した場合、業務の概要並びに受託者への氏名又は名称及び住所
- ⑧建築設備士から意見が述べられたときは当該意見の概要

図書の保存

(建築士でなければ作成できないもの)

- ①配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図
- ②基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図
構造詳細図及び構造計算書
(建築基準法第6条第1項2号及び3号に係る場合)
- ③工事監理報告書

帳簿は作成した事業年度の翌事業年度から、また図書は作成した日から**15年間**保管しなければならない。